

# 韓国における憲法改正過程と問題点

—統治制度の分析を中心に—

森 康郎\*

**The Process of The Amendment to The Constitution and Problem in Korea:**

Focusing on an Analysis of a Government System

Mori Yasurou\*

## Abstract

The Korean people achieved the earnest wish that the 9th put into effect elects a president by direct election by an amendment to the constitution in 1987. In particular, the democratization declaration announced in June in 1987 triggers this amendment to the constitution. Therefore amendments to the constitution of the 9th are evaluated as a crystal of an effort to democratization of people.

Since it was freed from the Japanese colony government bottom, Korea did an amendment to the constitution of 9 times per about 40 years. Primarily, a constitution is the national society contract to compose a state and is a state best model. Therefore the highest legal stability is asked from a constitution. The state which sets up a hurdle higher than general legal changes to an amendment to the constitution indeed reflects the movement by which a lot of things also try to collateralize legal stability of a constitution. On the other hand, a constitution also has the feature which is a foundation model about state and is related to socio-economic, political and cultural factor. But it's said that the constitution also has to change with a social change because one point which should be confirmed is always changing into society.

This paper pays attention to the change process of the constitution with such social change and considers the following two points at issue. Firstly, a change in a constitution is a natural thing, but an amendment to the constitution in Korea proves that it's frequent compared with foreign countries. Secondly, the point that an amendment to the constitution was narrowed down to the contents about a government system and an election system mainly is explained. This paper will be explained that an amendment to the constitution was put by the power's arbitrary will into effect. It will be shown that an amendment to the constitution in Korea has the strong constitutional violation-like character and struggle for power-like character.

\* 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科博士後期課程；Graduate School of Asia-Pacific Studies, Waseda University, Doctoral Degree Program、早稲田大学アジア研究機構客員研究員；Organization for Asian Studies, Waseda University, Visiting Researcher

## I 問題の所在

1987年に実施された第9次憲法改正により、韓国国民は、直接選挙により大統領を選出するという悲願を達成した。この憲法改正は、同年6月の「6・29民主化宣言」に端を発するものであり、第9次憲法改正は、国民の長年にわたる民主化への努力の結晶と評価できるものである。韓国は日本の植民地統治下から開放された後、1948年7月17日に公布された大韓民国憲法から40年間に、9回もの改正を実施した。憲法は国家を構成する国民の社会契約であり、国家の最高規範である。また、憲法は国家の根本規範であり、最も高い法的安定性を求められるものである。従って、憲法改正には、一般の法律改正よりも高いハードルを設けている国家が多い。憲法学では、制定された憲法典に他の成文法に優る権威を認め、通常の法律に比べて特に慎重な改正手続を必要とする憲法を硬性憲法と呼んでいる。この定義に従うと、大韓民国憲法は硬性憲法であると評価できる<sup>1</sup>。

憲法は、国家のあり方・運営に関する根本規範であるが、同時に憲法は、社会の政治的・社会経済的・文化的な関係によって規定される。しかし、政治社会は常に変動しているので、生物同様に不断の変化を免れず、憲法自身も一種の有機体的な性質を持つことは避けられない。このことは、基本的に憲法典にも妥当する。憲法典は、制定時に於ける政治的・社会経済的・文化的諸勢力間の妥協・調整による決断を基盤に、国政のあり方を一定の理想・価値観の下に、将来に向けて枠付け・固定化しようとして制定されるものである。しかし、憲法制定時の諸勢力相互の関係は、時の流れと共に変化し、理想や価値観さえも変容してゆくのが常である。この様な変化・変容は、憲法典のあり方自体にも投影されることは止むを得ない<sup>2</sup>。

憲法の変動が不可避のことであったとしても、韓国に於ける憲法改正の頻繁性は、諸外国と比較して改正の頻度が極端に高いとは評価出来ない<sup>3</sup>。大韓民国憲法の場合、第3次憲法改正と第9次憲法改正を除外し、その他の改憲は、主要な改正点が統治機構と選挙制度に関するものであり、国民の基本的人権の拡充に資するものではなかったことにその最大の特徴がある。更に、諸外国の事例から、韓国のように統治制度が頻繁に改変されている例を確認することは出来ない。この事実から、憲法改正が権力者の恣意的な動機に起因したものであることが予想される。しかし、韓国で出版されている憲法の教科書では、立憲主義に違背する点や権力の恣意性に焦点を当てて議論されていない。しかし、1971年12月に制定された「国家保衛に関する特別措置法」の合憲性が争われた事案で、憲法裁判所が「国家保衛に関する特別措置法」が超法規的な国家緊急権を大統領に付与しているという点で、憲法を否定し破壊する反立憲主義、反法治主義の違憲法律であると明確に憲法違反であることに言及している1994年6月30日の憲法裁判所決定が注目される<sup>4</sup>。近代的立憲主義の観点から違憲性を指摘していることは画期的であり、この決定は、形式的な立憲主義から実質的な立憲主義への脱皮を意味していると言える。

元来、韓国に於ける憲法学は、ドイツの理論を受け継ぐ形で発展した。しかし、韓国の経験し

1 現行憲法第130条は、国会の議決に関し在籍議員の三分の二以上の賛成を必要としている。

2 佐藤幸治『憲法（第3版）』青林書院 1997年 33頁。

3 韓国憲法改正の特徴として、改憲の頻度が高い事実を指摘する者が多い。権寧星『改訂版 憲法学原論』法文社 2007年 103～104頁。李康赫「韓国における憲法の改正」『比較憲法学研究』1996年10月 122頁。

4 李康赫 同上 124頁。

た歴史は韓国憲法の新たな特徴を生み出したと言える。その特徴とは、民主主義が極めて重要な価値を持っているという点である。その理由は、韓国に於いては民主主義と立憲主義が同時に成立した為に、立憲主義の議論が民主主義の陰に隠れてしまっているからである。この特徴は、韓国に於いて民主主義に関する文献が多いにも拘らず、立憲主義に関する文献が殆ど見当たらないという事実からも推察できる<sup>5</sup>。立憲主義に関して、金哲洙は、近代立憲主義の内容として、基本権保障主義・国民主権の原則・権力分立の原則・成文憲法の原則・硬性憲法の原則の5つをその基本要素として指摘している<sup>6</sup>。また権寧星は、「近代立憲主義憲法は、①国家意思を全般的・最終的に決定する事ができる最高権力である主権を国民が保有するという主権在民の原理、②個人の自由と私有財産権等を中心とする基本権の保障、③国民の自由と権利を制限するためには議会が制定した法律に根拠がなければならず執行と司法も法律に依拠して行使されなければならないという法治主義、④主権者たる国民が直接に国家意思や国家政策を決定するのではなく代表機関を選出して代議機関をして国民の代わりに国家意思等を決定させる代議制の原理、⑤国家作用を立法・執行・司法作用に分割してこれらの作用をそれぞれ分離・独立させ別個の機関に担当させることによって国家機関相互間に抑制と均衡を維持させる権力分立の原理、⑥憲法を成文化しなくてはならないという成文憲法主義などを基本原理とした」と述べている<sup>7</sup>。しかし、どちらの理解も、立憲主義の実質的な機能である基本的人権の尊重という観点が欠如している。即ち、戦前の日本やドイツと同様に、形式的法治主義の域を脱していない。

拙論の目的は、憲法改正の過程を辿ることにより、憲法改正が時の権力者の恣意的な意図に基づいてなされ、近代立憲主義からすると憲法違反の暴挙が如何に平然と行われてきたかを明らかにすることにある。また、主要国の憲法改正の事例を検討することにより、諸外国の憲法改正が立憲主義を強化する目的で実施されている場合が多いことを確認し、韓国での憲法改正過程の特異性を検出することも目的としている。但し、拙論は、憲法学の枠組みに基づく法学研究ではないため、憲法の変遷を韓国政治研究の視点から捉えたという点に特徴がある。従って、拙論は韓国政治研究の視点から憲法の変遷とその課題を考察することに重点を於いている。

## II 主要国における憲法改正

本章では、主要国における憲法改正の事例を検討することにより、諸外国と比較して如何なる点が韓国に於ける憲法改正に特徴的であるかを明らかにする。即ち、憲法改正の回数ではなく、改正内容に韓国独自の特殊性があるという事実を抽出することが本章の目的である。

〈図表1〉は、主要国における憲法改正手続と第2次世界大戦後の改正回数を整理したものである。〈図表1〉に関して、若干の解説を加えておくことにする。イギリスは成文憲法を持たない国であるので、この表には載せていない。イギリスでは歴史的な理由から、実質的意味の憲法は憲法慣習を除き法律で定められているので、国会の単純多数決で改正することができる。従って、イギリス憲法は軟性憲法であると評価できるが、世界のほとんどすべての国の憲法は硬性憲法に分類される。〈図表1〉に於いて、イスの憲法改正の回数が9回となっているが、これは

5 國分典子「韓国憲法における民主主義と立憲主義」『憲法問題(11)』三省堂 2000年 90~91頁。

6 金哲洙『憲法学概論(第19版)』博英社 2007年 8~10頁。

7 権寧星、前掲書7~8頁。

〈図表1〉 主要国における憲法改正の手続き・回数・内容

	主な改正手続	改正回数 (戦後)
アメリカ	各院の3分の2以上の賛成 + 4分の3以上の州議会の承認	6
フランス	各院の過半数の賛成 + 両院合同会議で5分の3以上の賛成	23
ドイツ	連邦議会の3分の2以上の賛成 + 連邦参議院の3分の2以上の賛成	54
イタリア	各院の過半数の賛成 + 3か月以上経過後に各院の3分の2以上の賛成	14
カナダ	各院の過半数の賛成 + 7州以上の州議会の承認(承認した州の人口の合計が全州の人口合計の50%以上であることを要する)	18
ロシア	下院の3分の2以上、上院の4分の3以上の賛成 + 3分の2以上の連邦構成主体の立法機関(議会)の賛成	1
スイス	各院の過半数の賛成+国民投票(投票者全体の過半数 + 過半数の邦における投票者の過半数の賛成)	9
中國	全国人民代表大会の3分の2以上の賛成	9
韓国	国会の3分の2以上の賛成 + 国民投票(有権者の過半数の投票+投票者の過半数の賛成)	9
日本	各議員の総議員の3分の2以上の賛成 + 国民投票(投票者の過半数の賛成)	0

(出典) 衆議院憲法調査会報告により拙者作成。

1999年の新憲法制定以降の改正回数であり、旧憲法は、1874年の制定から約140回の改正が行われている。従って、回数的にはスイスが歴史上世界で最も憲法改正を経験している国ということになる。また、〈図表1〉におけるロシアに関しては、1993年の新憲法制定以降の改正回数である。更に、フランスの改正回数については、1946年制定の第4共和国憲法で2回、1958年

制定の第5共和国憲法で20回の改正が行われており、第5共和国憲法の制定を合わせて23回としている<sup>8</sup>。勿論、同日の複数改正を別々に数える場合は、第5共和国憲法の改正は24回となり、総計27回の改正となる。カナダに関しては、1867年憲法法については15回、1982年憲法法については2回の改正を行っているが、〈図表1〉の改正回数は、これに1982年憲法法の制定を加えたものである。尚、「カナダ憲法」は、1867年憲法法、1982年憲法法に加えて多くの法令により構成されているが、これらの法令の改正については、〈図表1〉の改正回数に含めていない。中国は、1978年憲法で2回、1982年制定の現行憲法で4回の改正を行っているが、〈図表1〉の改正回数は、これに1975年、1978年、1982年の各憲法の制定を加えたものである。因みに、中国の最初の憲法は1954年憲法である。

憲法改正の頻度的には、日本は憲法改正を全く経験しておらず、又ロシアの頻度が低い事実が目に付くが、概ね9回以上憲法改正を実施している国が多い。韓国の場合の改正回数9回は頻度的に多いという指摘もあるが、諸外国に比較して極端に頻度が高いという事実は見出せない<sup>9</sup>。しかし、主な憲法改正の内容の分析をしてみると、韓国の憲法改正の特徴が浮き上がってくる。それは、国民の基本的人権を確保する為の制度的保証である統治機構や選挙制度の変更が主要な改正点であるという事実である。

〈図表2〉は、〈図表1〉で取り上げた各国の主要な改正点を整理したものである。

アメリカ合衆国は、1951年2月26日にネヴァダ州の上院が批准を可決したことにより、憲法修正案成立に必要な批准を完了し、大統領の三選禁止を定める憲法改正を実施している<sup>10</sup>。

〈図表2〉 主要国における憲法改正の内容

	改正年	主な改正の内容
アメリカ	1951	大統領の3選を禁止
	1971	選挙権年齢を21歳から18歳に引下げ
	1992	連邦議会議員の歳費に関する法律に関する規定を整備
フランス	1995	国民投票の対象事項を拡大
	2005	環境権の憲法前文への明記
	2008	議会権限の強化、大統領執行権の改善、新しい権利の保障
ドイツ	1956	NATO加盟による再軍備に伴う規定
	1968	緊急事態への対応規定
	2006	連邦制の改革、連邦議会と連邦参議院の機能整理
イタリア	2001	中央政府と州・県・市町村の関係の抜本改正
	2002	旧王家子孫の待遇（男系子孫の入国の承認等）

8 同日に別々の憲法改正法で複数事項の改正が行われた場合は1回で数えてある。

9 制憲憲法の制定を回数に数えるならば10回になる。

10『朝日新聞』1951年2月27日（夕刊）。

カナダ	1984	先住民の権利の範囲拡大
	1993	ニュー・ブランズウィック州内の英語共同体とフランス語共同体の同等の地位・権利
ロシア	2008	大統領の任期延長（4年→6年）下院の任期延長（4年→5年）政府の下院への年次報告の義務付け
スイス	2002	国際連合への加盟
	2007	教育制度の全国統一化
	2008	児童に対する性犯罪の時効の廃止
中國	1993	社会主義市場経済体制への転換
	1999	鄧小平理論の追加〔前文〕
	2004	私有財産の保護
韓国	1987	大統領選出方法を間接選挙から直接選挙に(任期5年・再選なし)大統領の権限を縮小し、国会の機能を強化(大統領の解散権の削除など)、国民の基本権を拡充(映画演劇への検閲の禁止等)、憲法裁判所の設置

(出典) 衆議院憲法調査会報告により拙者作成。

また、1971年には、選挙権の年齢を全米一律に満18歳に引き下げるという憲法修正26条は、オハイオ州の批准により、憲法改正に必要な38州の批准を完了し、正式に発効した。これにより、1972年の大統領選挙には新たに1,100万人の有権者が参加することになった<sup>11</sup>。非常に興味深いのは、1992年の憲法修正27条である。この修正27条は、アメリカ合衆国独立から2年後の1789年の最初の議会で提案された憲法改正案が200年以上も経った1992年5月初めに、ミシガン州での38番目の批准を完了して憲法改正の条件を満たしたものである。アメリカ合衆国憲法は、改正に4分の3以上の州の批准を要求している。従って、現在では憲法改正に38州の承認が必要である。38番目の承認を獲得したことにより、200年掛かって憲法改正を実現したのである。この憲法改正手続は、連邦議員がお手盛りで任期中に議員報酬を引き上げることを禁止する内容であるが、1人の学生の運動が契機となり実現にこぎ付けたものである<sup>12</sup>。この事実は、アメリカ国民の民主主義に対する理解の深さを象徴している。

フランスでは、1962年に大統領選挙が間接選挙から国民の直接選挙に変更する憲法改正が実施された。また、1995年には、国民投票の範囲を拡大する改正を実施している。以後、憲法上認められていた行政や議会の組織に関する法律や条約の批准に加えて、経済社会政策や公共サービスのあり方についても、大統領は国民投票に訴えられるようになった<sup>13</sup>。更に2000年には、大統領の任期を5年に短縮する改正を実現し、2005年には憲法前文に、健全な環境で生きる権利（環境権）と環境保全の義務を明記する改正案を可決した<sup>14</sup>。これは、①フランス革命が起き

11『朝日新聞』1971年7月1日（夕刊）。

12『朝日新聞』1992年5月17日。

13『日本経済新聞』1995年8月1日（夕刊）。

14『朝日新聞』2005年3月2日（夕刊）。

た 1789 年に採択された人権宣言、②1946 年に憲法前文に明記された経済・社会権と並ぶ第 3 番目基本的人権として環境権が位置付けられたことを意味する。この事実は、フランスの人権尊重の歴史を先取りする画期的な改正であると評価できる。更に 2008 年には、議会権限の強化、執行権行使の改善、新しい諸権利の保障という広範囲の憲法改正を実現した。この改正は、2000 年の改正と並ぶ重要な改正であると指摘されている<sup>15</sup>。フランスの憲法改正を概観すると、常に国民の人権の拡充という視点から改正が実施されているという点を指摘できる。何故なら、フランスでは歴史的に議会に対する不信感が国民の中にあり、基本的人権の尊重と共に、国民の意見を直接に反映する制度的保証を重視する考え方が国民の基底に存在するからである。

ドイツでは、1956 年に NATO 加盟に伴う軍隊創設上必要な憲法改正を行った<sup>16</sup>。また、1968 年に非常事態に対応する為の憲法改正を実施している<sup>17</sup>。これは、言論、集会、報道の規制を含む基本的人権を抑圧する内容を持っていた。これは、東西冷戦の象徴でもあるベルリン問題を抱えたドイツの当時の実情を反映したものであると評価できる。更に 2006 年には、連邦と州の権限見直しを柱とした包括的連邦制改革法案を成立させ、それに伴う過去最大規模の憲法改正を実施した<sup>18</sup>。戦後ドイツの連邦制は、ナチスのような中央集権的国家の再来を憂慮した連合国の中の意向を反映したものである。しかし、アメリカ合衆国と比較すると、連邦と州の権限の分離が行なわれなかった。この憲法改正が成立した最大要因が、保守二大政党による大連立政権の誕生にあることは指摘するまでもないが、改革に必要な憲法改正を忌避しないドイツの政治文化に負うことが大である点を指摘できる。これは、ドイツ国民の合理主義的な性向の表出であると考えることが出来る。

イタリアでは、2001 年に中央政府の権限を外交、国防、司法、環境などに限定し、残りの権限を州に移譲する内容の憲法改正を実施した<sup>19</sup>。この改正は、将来の連邦制を見据えた改革である。また、イタリアの憲法改正で、国民性を表出していると考えられる極めて興味深い憲法改正が 2002 年の憲法改正である。それは、サボイア旧王家の直系男子子孫のイタリア領土への立ち入りを禁止する共和国憲法補則 13 条の廃止を決めたものである。当時の新聞記事によると、現在でも少数ではあるが王政支持者が存在し、「世界の歴史は絶えず流動しているのです。王政が永遠に復活しないと誰がいえますか」という王政支持者のコメントが掲載されている<sup>20</sup>。ローマ帝国の末裔ならではの発言であり、非常に興味深い。

カナダに於いては、1984 年 6 月 21 日にカナダ憲法の一部である 1982 年憲法法を改正する総督の布告が公布された。この改正は、1982 年カナダ法により、憲法改正権がイギリスからカナダへ移管された後の最初の憲法改正である。この改正の内容は、カナダ先住民の権利に新たな権利を加えることを目的としている。1993 年には、ニュー・ブランズウィック州内の英語共同体とフランス語共同体は同等の地位と権利を有するとする改正を実現している。

ロシアでは、2008 年に大統領と下院議員の任期を延長し、下院の権力監視権限を強化する改

15 藤野美都子「海外法律情報」、『ジュリスト』No. 1365（2008 年 10 月 15 日）102 頁。

16 『朝日新聞』1956 年 3 月 18 日。

17 『朝日新聞』1968 年 5 月 31 日。

18 『読売新聞』2006 年 7 月 20 日。

19 『日本経済新聞』2001 年 10 月 10 日。

20 『産経新聞』2002 年 10 月 27 日。

正を実施した。また、政党の政治活動を促進する内容も含まれているが、政党の党首は一定期間で交代することが義務付けられており、改革で最大の恩恵を受けるのはブーチン首相が党首を務める与党・統一ロシアである<sup>21</sup>。この改正は形式だけの民主化促進を詠い、内実は権力の集中を意図したものである。即ち、権力者が自己の恣意的な意図の下に実施された立憲主義の原理から逸脱した憲法改正であると評価せざるを得ない。

スイスは、2002年に憲法改正を実施することにより国際連合への加盟を決め、厳密な中立政策から緩やかな中立政策に転換することになった。この憲法改正は、東西冷戦の終結による国際情勢の変化に対応するものである。スイスにとって、中立政策は歴史的かつ現実的な安全保障政策であり、ヨーロッパに於ける政治力学の産物である。スイスの中立が国際的に確立したのは、ナポレオン戦争後の1815年のウィーン会議であるが、冷戦終結で東西の壁が完全に消滅し、中立政策に安全保障上の意義は薄れた。この憲法改正は、自国の安全保障上の観点からなされたものである。元来、憲法典は、制定時に於いての政治的・社会経済的・国際的な諸条件を勘案して、国政のあり方を一定の理想・価値観の下に、将来に向けて枠付け・固定化しようとして制定されるものである。しかし、憲法制定時の国内外の情勢は、歴史の流れと共に変化するのが常であり、理想や価値観さえも変容して行く。この様な変化・変容は、憲法典のあり方自体にも投影されることはあることである。従って、スイスの中立政策の変更は、歴史の流れに呼応した憲法改正であると評価できる。

中国は1993年3月29日に、全国人民代表大会に於いて社会主义市場経済の実行を明記した憲法改正案を採択した<sup>22</sup>。このことは、鄧小平の改革・開放路線が国家の方針として確定したことを意味し、改革・開放路線は強力な制度的保証を獲得したことになる。この憲法改正を実施しなければならない理由が中国にはあった。第1に、現状を追認する必要性があったことである。中国経済は、計画経済的要素が大幅に減少しており、現状と原理とのギャップを埋める必要性に迫られていた。第2に、現実の必要性である。中国は改革・開放路線の下で、中国経済を国際経済の枠組みの中に組み込む努力をしてきた。何故なら、計画経済に固執していては国際分業に参加できず、国際競争力も付かないことを中国の指導者たちは認識していたからである。この憲法改正は、遠因としては共産党一党独裁体制を維持する為の改正であるが、表面的には国家経済の発展を意図したものである。また1999年には、憲法の序文に「鄧小平理論」の文言を明記したことが特に注目される<sup>23</sup>。「鄧小平理論」の文言明記問題に関して、憲法の序文に「鄧小平理論」の文言が必要であったのかという疑問を投げかけている論者もいる<sup>24</sup>。その根拠として、①「鄧小平理論」に対する定義が憲法上成されていないこと、②1997年の第15回共産党大会に於ける党規約改正と同一の内容であることなどを指摘している。即ち、共産党規約に憲法を合わせるやり方は、法治国家建設に逆行すると考えるのである。これは、鄧小平の持つカリスマ性を借用して権力を強化しようとする江澤民の恣意的な意図に基づくものであると考えられる。また、中国

21『フジサンケイ・ビジネスアイ』2008年12月2日。

22『読売新聞』1993年3月30日。

23 改正憲法前文の第2項には「中国各民族人民は中国共産党の指導の下、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論の導きの下で、人民民主主義独裁を堅持し、社会主義の道を堅持し、改革開放を堅持し、社会主義の諸制度を不斷に完全なものとし、社会主義市場経済を発展させ」とある。

24 金子秀敏「論説ノート」、『毎日新聞』1999年3月16日。

は市場化が進んだ経済と社会の実態に配慮し、私有財産権の保護を明記した憲法改正を2004年に実施した<sup>25</sup>。

〈図表2〉を参照しながら、主要な改正点を検討してみると、国家の状況に対応した憲法改正が実施されていることが判る。しかし、権力者の恣意的な意図に基づいて憲法改正が実施されていると明確に判断できる事例は、ロシアの大統領任期延長に関する憲法改正と中国の「鄧小平理論」の憲法序文への明記の2点が指摘出来る程度であり、憲法改正の多くの事例は、基本的人権の拡充か、国際情勢や其々の国家が抱える国内問題の解決の為のいずれかに主眼が置かれている。

世界の主要国は、一部の国家を除いて、自国の憲法を近代的な立憲主義憲法であると位置付けている。近代的な意味に於ける立憲主義は、専断的な権力を制限して広く国民の権利を保障するという思想であると理解されている。その趣旨は、「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていない社会は、すべて憲法をもつものではない」と規定する1789年のフランス人権宣言16条に示されている。この意味の憲法は、政治権力の組織化というよりも権力を制限して人権を保障することにある<sup>26</sup>。従って、基本的人権の充実の為の改正が主流を占めるることは当然のことである。

### III 韓国憲法の歴史的変遷と課題（統治制度を中心に）

〈図表3〉は、韓国憲法改正の歴史を一覧表にしたものである。韓国憲法は、制憲憲法から40年間に9回もの大幅な改正を経て、現行憲法である第6共和国憲法に至っている<sup>27</sup>。またこの間には、幾度もの戒厳令宣布と軍部のクーデターを経験している。憲法は国家を構成する国民の社会契約であり、国家の最高規範である。従って、憲法は国家の基本法であり、最も法的安定性を求められるものである。それ故に、憲法改正に関しては、一般の法律よりも改正に高いハードルを設定している硬性憲法が多く、韓国憲法も、硬性憲法に分類される。然るに、法的安定性の見地から、9回という憲法改正の回数は比較的多いと評価できる。しかし、世界の主要国と比較しても、憲法改正の頻繁性を韓国憲法改正の特徴として指摘することは妥当性を欠く。韓国憲法に於いて、最大の特徴であり、尚且つ議論されなければならない論点は、主要な改正点が統治機構と選挙制度に関するものであるという事実であり、主権者たる国民の意思を無視して実施された事実である。この事実を考察することにより、憲法改正は、①権力者の恣意的な動機に起因したこと、②韓国政治文化に特徴的競争性を指摘できる。

これまでの憲法改正の主要な特徴として権寧星は、①西洋先進国に比べて改憲の頻度が高いこと、②憲法改正の主たる内容が、大統領の執権延長のための重任禁止条項の修正・削除や、大統領の選挙方式が間接選挙から直接選挙に、又は直接選挙から間接選挙に変更されたこと、③改憲推進方式が四捨五入改憲など変則的であること、④改憲推進勢力が殆ど何時でも政権担当者や政

25『日本経済新聞』2004年3月9日。

26 芦部信喜『憲法（新版）』岩波書店 1999年 5頁。

27 憲法改正の頻繁性は、1919年に上海で成立した大韓民国臨時政府の憲法史でもみられる。すなわち、臨時政府憲法は同年9月に公布されて以来、45年の解放までの26年間に4回も改正がなされた。これらの改憲の原因ないし目的も国家権力構成の変更に関してであった。したがって、臨時政府の正統性は解放後の韓国にとって圧倒的であった。それゆえに、韓国政府が制憲憲法を制定したときこの政府が臨時政府の法的正統性を継承するという規定が憲法前文におかれている。この規定は後の憲法のすべてに継承されている。（憲法前文）。森山茂徳『韓国現代政治』東京大学出版会 1998年 141～143頁。

権与党であったこと、⑤憲法改正の正当性や政権の正統性を担保するために、国民投票という手続きを必要としたこと、⑥憲法改正前後に戒厳令宣布や非常事態の宣布が行われる傾向にあったこと、⑦改憲の際、既存の政治家の政治活動を制限し、また不正蓄財の返還を求めるための遡及立法の根拠を憲法付則に規定したこと、を指摘している<sup>28</sup>。

しかし、前述したように、西洋先進国に比べて改憲の頻度が高いという権寧星の指摘は妥当しない。何よりも指摘しなければならないのは、統治機構に関する改正が全てであるという点である。この事実は、立憲的憲法の特色である成文憲法、硬性憲法という形式・性質を具備しているが、実質的な意味での近代立憲主義憲法であるとは言えないことを意味する。この事実は、戦前のドイツの法治国家の観念を想起させるものである。何故ならば、戦前のドイツの法治主義や法治国家の観念は、民主的な政治制度と結合して構成されたものでなかったからである。それに、ドイツでは、ナチスの苦い経験とその反省に基づいて、形式的法治主義から実質的法治主義へと移行し、現在では実質的法治主義は、英米法の「法の支配」の原理と同一の意味を持つようになっている。この様な意味に於いて、第6共和国憲法になって初めて韓国国民は、実質的な意味に於ける近代立憲主義憲法を獲得したと評価できる。

また、憲法改正の中でも、第3次憲法改正、第5次憲法改正、第7次憲法改正、第8次憲法改正、第9次憲法改正は、改正であると言うよりは新憲法の制定と考え、制憲憲法を第1共和国憲法、第2共和国憲法、第3共和国憲法、第4共和国憲法、第5共和国憲法、第6共和国憲法と表現する論者もいる<sup>29</sup>。しかし、拙論では、憲法の法的な検討よりは、統治制度の変遷過程に注目して憲法改正の経緯を辿ることを目的とし、如何に権力者の恣意的な意図の下に憲法改正が行なわれたのかを明らかにすることにあるので、韓国憲法を記述する際に、多くの論者が表記する方式に従い、改正の表現を用いることにする。

〈図表3〉憲法改正の歴史的変遷

憲法改正 (提案者)	原因	提案 表決 公布	主要内容	備考
制憲国会 (憲法起草委)	大韓民国政府樹立制憲	1948.6.23 7.12 7.17	大統領中心制（国会で選出、任期4年、重任可能） 一院制国会（議員任期4年）	草案は議院内閣制二院制国会、李承晩の要求で修正
第1次改正 (政府)	李承晩大統領が再執権	1952.5.14 7.4 7.7	大統領直接選挙制・二院制国会（民議院議員任期4年、參議院議員任期6年）	野党多数国会、非常戒厳令宣布、国会議員監禁、与野党折衷案（抜粋案）可決
第2次改正 (自由党)	李承晩大統領三選	1954.9.8 11.27 11.29	大統領重任制限撤廃 國務總理制廃止 國務委員連帶責任廃止	改憲必要議席（135.3）に不足（135）を四捨五入で改憲可能と与党単独議決

28 権寧星、前掲書 103~104 頁。

29 金栄秀『韓国憲法史』学文社 2000 年 399~729 頁。

第3次改正 (民議院)	4.19 革命以後	1960.6.11 6.15 6.15	議院内閣制・大統領国会選出(任期5年重任可能)・憲法裁判所新設・地方自治体長選挙制	民主党張勉政権誕生
第4次改正 (民議院)	4.19 革命 完遂要求の 世論吸収	1960.10.17 11.28 11.29	不正選挙関連者・反民主行為者処罰 不正蓄財者処罰	邇及立法
第5次改正 (最高会議)	5.16 クーデター 後	1962.11.5 12.6 12.17 12.26	大統領中心制(任期4年重任可能) 一院制国会(議員任期4年・比例代表制) 憲法裁判所廃止	朴正熙政権誕生・邇及立法(政治活動浄化法)
第6次改正 (共和党)	朴正熙大統領三選	1969.8.7 9.14	大統領三選許容	与党単独変則可決
第7次改正 (政府)	朴正熙大統領終身執権 (維新)	1972.10.27 11.21 12.27	大統領中心制強化(統一主体国民会議の間選制・任期6年再選無制限・権限強化) 維新政友会議員の大統領指名・憲法委員会の新設・ 地方議会選挙実施保留	非常戒厳令宣布
第8次改正 (政府)	10.26 事態 以後第五共和国出帆	1980.9.29 10.22 10.27	大統領中心制(任期7年単任・選挙人団間選制)・比例代表制改定 基本権保障強化	非常戒厳令拡大・「新軍部」政権誕生
第9次改正 (与野共同)	6月民衆闘争と 6.29 民主化宣言	1987.10.12 国会議決 10.27 国民投票	大統領直選制(任期5年単任)・ 国会権限強化・基本権保障拡大 憲法裁判所復活	最初の与野党合意改憲・ 15年ぶりの大統領直選制

(出) 金浩鎮『韓国政治の研究』 三一書房 1993年 68頁より引用。

### (1) 大韓民国憲法の制定過程

韓国最初の近代的憲法は、1899年に公布された全9条からなる「大韓国国制」である。それは、国家形態として専制君主国であることを宣言し、君主の大権事項を列挙した欽定憲法であった。大権事項として、統帥権(第5条)、立法権(第6条)、恩赦権(第6条)、管制権(第7条・第8条)、行政命令権(第7条)、栄典授与権(第8条)、外交権(第9条)を規定し、全ての権力が皇帝に集中されていた。そこには、基本的人権に関する規定も存在せず、議会や臣民の協議制度もなかった<sup>30</sup>。

その後、1910年の日韓併合条約により、韓国は日本の植民地になった。1919年の3・1独立運動を契機として、上海に多くの独立運動家が終結し、上海は独立運動の活動拠点となった。3・1独立運動のさなかの4月11日に上海で組織された臨時議政院に於いて、前文と10ヶ条からなる臨時憲章が採択され、4月13日に上海のフランス租界で大韓民国臨時政府が樹立された。その

30 金栄秀、同上 197~200頁。

後の審議を経て、臨時憲法が9月6日に成立し、9月11日に公布された。この臨時憲法は、前文と8章58条からなる<sup>31</sup>。この臨時憲法はその後改正を重ね、臨時憲法（1925年4月7日）、臨時約憲（1940年10月9日）、臨時憲章（1944年4月22日）と名称を変えたが、形式的には近代立憲主義の憲法の基本原理を具備したものであった。

1945年8月14日に日本がポツダム宣言を受諾したことにより、朝鮮半島は日本の植民地支配から解放された。ポツダム宣言受諾以前より敗戦を覚悟していた朝鮮総督府は、8月14日に呂運亨と会い、解放後の朝鮮に居住する日本人の生命と財産の保護を依頼した<sup>32</sup>。8月15日の日本敗戦を受けて呂運亨らの民族運動家たちは、同日に朝鮮建国準備委員会を結成した。しかし、8月16日に米ソ間で北緯38度線を占領分担の境界線とすることが確認されたことにより、南北分断体制が生じた。9月6日に建国準備委員会の呼びかけで全国人民代表者会議が開催され、李承晩を主席とし呂運亨を副主席とする朝鮮人民共和国の樹立が宣言された。9月8日には、アメリカ軍が仁川に上陸してソウルに入った。アメリカ政府は、9月11日にアーノルド少将を軍政長官に任命し、10月10日には「軍政庁は南朝鮮における唯一の政府である」と宣言して朝鮮人民共和国の成立を否定した。朝鮮人は独立政府の樹立を試みたが、米ソを中心とする連合国は、独立国家樹立には否定的であった。何故なら、1943年11月のカイロ宣言には、「三大国は、朝鮮の人民の奴隸状態に留意し、やがて朝鮮を自由独立のものにする決意を有する」と明記されていたからである。つまり、米・英・中の三国首脳は、朝鮮の独立は「やがて (in due course)」もたらされるものであり、それまでの間は信託統治の下に置くと考えていたからである。アメリカ、イギリス、ソ連の3国は、1945年12月16日にモスクワで外相会談を開き、戦後問題を論議し、米・英・中・ソの4ヶ国が5年以内の期限で信託統治を行い、朝鮮の独立の為に臨時政府を立てるという決定をした。この決定は、国内政治を左右対立と大混乱に追い込んだ。

1947年3月にトルーマン・ドクトリンが発表され、世界は冷戦時代に突入した。その後、東西対立の影響を受け、アメリカは信託統治案から方針転換を余儀無くされた。1947年11月14日の国連総会に於いて、国連の監視の下での南北朝鮮の総選挙を実施する案が可決された。これに基づいて国連朝鮮臨時委員団（UNTCOK）が組織され南朝鮮に入国したが、ソ連の反対で北朝鮮には入国することが出来なかった。そのため、アメリカは南朝鮮単独選挙案を支持し、単独選挙案が国連総会で議決された。国連の議決に基づき朝鮮駐留米軍政府は、1948年5月10日に国連朝鮮臨時委員団の監視下での南朝鮮単独選挙を実施することを決定した。この決定を受け1947年3月17日に、国会議員選挙法を軍政法令第175号として臨時立法議会で制定した。この選挙によって当選した198名の国会議員が、1948年5月31日に憲法制定議会を構成し、李承晩を議長に選出した。6月3日に憲法起草委員会が構成され、6月3日から6月22日まで16日間に渡り憲法草案が審議された。

当初の憲法草案は、国会を二院制とし議院内閣制を採用するものであった。この憲法草案を推進したのは、その当時唯一の政党であった韓国民主党である。しかし、起草委員会の審議過程で李承晩の強力な反対に遭遇する。国会議長の李承晩は、統治構造はアメリカ型の大統領制にする

31 金栄秀、同上 213～352 頁。

32 宋讚燮・洪淳權『韓国の歴史』明石書店 2004年 425 頁。

べきだと考えており、議院内閣制を採用する憲法草案には反対であった。開放直後の韓国社会のように、政治的にも荒廃し社会的にも混乱していた状況の下では、李承晩の主張は理にかなっていた。何故ならば、議院内閣制を効率的に運用するためには、健全なる政党の存在と習熟した運用技術が要求されたが、この前提条件が欠落する状況の下では、議院内閣制の採用は行政権の弱体化を招来する結果となる危険性が高いと考えられるからである。最終的に、李承晩の強硬な姿勢に屈する形で一院制国会と大統領制が採用された。これは、李承晩の政治的な勝利を意味する。

この憲法草案は6月23日に制憲国会に上程され、1948年7月17日に公布し即日施行された。7月20日に憲法の規定に従い、制憲国会に於いて国会議員による選挙を実施し、李承晩が大統領に選出された。この制憲憲法（第一共和国憲法）によると、大統領は国会の間接選挙により選出し、任期は4年で、1回限りの再任を認めたものであった。更に国務総理は、国会の認証を得たうえで大統領が任命することになっていた。

以上のような経過を経て、制憲憲法が制定され、同年8月15日に大韓民国の樹立を国際社会に宣布した。

## （2）第1次憲法改正（1952年7月7日）

憲法制定直後から、統治機構を大統領制から議院内閣制に変更しようという憲法改正の動きがあった。何故なら、当時唯一の政党であった韓国民主党は建国以前から李承晩を支えてきたのであるが、指導者層は保守的民族主義者であり、アメリカ帰りの李承晩とは思想的に相容れないものであったからである。それ故に、憲法制定当時、韓国民主党は議院内閣制を採用し、大統領は形式的な元首にとどめておくつもりであった。しかし、大統領中心制を強硬に主張する李承晩に議院内閣制推進派は政治的妥協をしたのである。組閣に当たって、韓国民主党は自分たちの思惑とは違って人事で冷遇されたことから、これを不満に思う韓国民主党は他の勢力を吸収して、1949年に民主国民党を結成し、1950年1月28日に議院内閣制導入のための憲法改正案（第1次改憲案）を国会に提出した。しかしこの第1次改憲案は、憲法改正に必要な在籍議員の3分の2以上の賛成を得ることができず否決された。

1950年4月12日に制憲国会は、国会議員選挙法を制定・公布した。これを受け、1950年5月30日に、第2代国会議員選挙が実施された<sup>33</sup>。この選挙の結果、与党系は210議席中57議席しか獲得できず、無所属議員を含めて、李承晩大統領に反対する勢力の圧勝に終わった。この事実は、1952年に実施される予定の次期大統領に李承晩が選出される可能性が希薄になったことを意味した。何故ならば、憲法の規定（第53条第1項）上、大統領は国会に於ける国会議員による間接選挙で選出されることになっていたからである。更にこの選挙結果は、李承晩大統領に対抗する勢力が議席数の約73%を獲得したことにより、反対勢力が主張する議院内閣制への憲法改正が可能になる状況が生まれたことを意味した。

1950年6月25日に北朝鮮軍が南下を開始し、朝鮮戦争が勃発した。国連の安全保障理事会は、北朝鮮の行為は平和の破壊であると断定し、38度線以北への撤退要求を決議した。しかし、北

<sup>33</sup> 憲法によると、国会議員の任期は4年と定められていた（制憲憲法第33条）が、制憲国会の議員に限って任期は、国会開会から2年と定められていた（制憲憲法第102条）。

朝鮮政府は国連安全保障理事会の決議を無視し、北朝鮮軍は破竹の勢いで侵攻し、6月28日にはソウルを占領した。北朝鮮軍はその後も進撃を続け、9月までに釜山・大邱地域を除く韓国全域を武力制圧した。この事態を受けて、同年8月18日に韓国政府は、釜山を臨時首都に定めた。しかし、戦局は、9月15日の仁川上陸作戦の成功により好転した。9月28日には国連軍は電撃的にソウルを奪還し、勢いづいた国連軍は38度線以北へ進撃を開始し、遂には平壌を占領して中国国境の鴨緑江流域に迫った。ここに来て、中国は100万の大軍を参戦させた。この中国の参戦により戦況は一変した。その後、激しい戦闘の後に両勢力は、38度線をはさんで膠着状態に陥った。この状況の打開を図るために、ソ連のマリク国連大使は休戦を提案し、1951年7月から休戦交渉が始まった。しかし、李承晩大統領が休戦協定に反対したために、休戦交渉では韓国代表は単なるオブザーバーとして参加が認められたに過ぎなかった。休戦交渉は難航を極めたが、国際情勢の変化などの理由から交渉に進展が見られ、1953年7月27日に板門店において休戦協定が調印された。当然に韓国政府はこの休戦協定には署名していない。

朝鮮戦争中の1951年11月30日に、李承晩大統領は、大統領の選出方法を国会議員による間接選挙から国民による直接選挙に変更し、国会を二院制にすると共に、大統領自らが任命する上院を新設することを目論んで憲法改正案（第2次改憲案）を国会に提出した。しかし、この第2次改憲案も1952年1月18日に否決される結果となった。投票結果は、在籍議員163名中、賛成19、反対143、棄権1という圧倒的多数による否決であった。憲法によると大統領の任期は4年と規定されており、早晚大統領選挙を実施せざるを得ないことは明白であった。しかし、憲法の規定に従って国会議員の間接選挙により行われるとすると、議会内の勢力分布からして李承晩が大統領に再選される可能性はなかった。何故なら、李承晩の支持勢力は、院内の19議席という少数派に過ぎなかったからである。自己の権力維持の活路を国民の直接選挙に求めた李承晩であったが、国会の議席構成から強力な統治遂行が困難な状況に陥った。そこで李承晩大統領は、統治能力回復のために民主主義の破壊とも言うべき暴挙を企てた。

1952年4月17日に李承晩大統領反対勢力は、議院内閣制を導入する改憲案を提出した。これに対して、李承晩は5月6日に国務総理に張澤相を任命し、野党の議院内閣制導入改憲案を支持する勢力に対する反撃を開始した。5月14日に大統領制を支持する勢力は、前回提出したものと同じ内容の大統領直接選挙制・国会両院制への憲法改正案を提出した。これにより2つの憲法改正案が拮抗する状況となったが、採決に持ち込めば李承晩大統領反対勢力の改正案が可決されることは議席構成からして確実であった。この事態に対処するために、李承晩は国会議員召還運動を展開し、上京してきた国会議員を国会議事堂に軟禁するという暴挙に打って出た。混乱した状況を開拓するために、張澤相内閣は双方の主張を取り入れた妥協案を作り（抜粋改憲案）、国会に上程した。民主国民党を始めとする議院内閣制推進派は強く反対したが、1952年7月4日に警官隊が包囲する中で、強引に憲法改正案は可決された。この憲法改正案は、1952年7月7日に公布された。この改憲は、以上のような経緯から、通常「抜粋改憲」と呼ばれている。この抜粋改憲は、李承晩の権力保持の為の恣意的な動機に基づいた改正であると評価せざるを得ない。

この抜粋改憲に対して、金哲洙は、「抜粋憲法は野党提案の議院内閣制と政府提案の大統領直選制を抜粋してこれを折衷したものである。しかし、野党案と政府案は各々公告されたが、これを抜粋・折衷した改憲案は公告されることなく、国会での正式な会議を経ることなく可決された

ことは公告の手続きを違反した改憲であると言われている。さらに国会議事堂が二重三重に包囲され非常戒厳令が宣布された中で、国會議員の討論の自由もなく強行されたことに投票の自由に対する瑕疵がある点で違憲と言わなければならない」と述べ、違憲性を指摘した<sup>34</sup>。

また、許營はこの抜粋改憲に対して、「この抜粋改憲案は、政府・与党の大統領直選制及び両院制国会案と野党改憲案の中の議院内閣制的要素である國務院不信任制と一緒に採択した内容であった。しかし、内容面からも体系的正当性を無視し、大統領制的要素と議院内閣制的要素を無理に混合しているだけではなく、その改憲手続きにおいても憲法の規定と法原理に背く違法・違憲である。憲法が定める公告手続きを経ない改憲案を通過させたのみならず、国会の意思決定も会議の手続きや自由討論が省略されたまま、暴力的手段を用い強圧的に行われた。我が国の憲政の不法慣行は将にこの時から根を下ろしたのである」と述べて、違憲性を強く指摘した<sup>35</sup>。

近代立憲主義の下での憲法とは、国家権力の濫用を抑制し、国民の権利・自由を守る基本法のことである。即ち、近代立憲主義憲法は、国家権力に対する個人の自律的領域の確立のため、国家権力の抑制手段として機能するものでなければならない。それ故に、1789年のフランス人権宣言16条が、「権利の保障が確保されず、権力分立が定められていないすべての社会は憲法をもつものではない」と規定しているのは、立憲的意味の憲法の観念を典型的に表現しているものと評価されているのである。そもそも、何故に憲法は必要であるのか。それは、権力には常に濫用の危険が伴うからに他ならない。権力が濫用されると、人の権利や自由を侵害してしまう危険性が生じる。そこで、国家権力の濫用を制限し国民の権利・自由を守る基本法が必要となる。この点にこそ、憲法の意義を見出すべきである。

この様に考えてくると、抜粋改憲は、形式的な手続き上の憲法違反であるに留まらず、民主主義に於いて尊重されなければならない議論の自由を侵害し、自由な投票までをも侵害したことは憲法の破壊であると評価せざるを得ない。この様な点から、拙者は明確な憲法違反であると考える。しかし、韓国の憲法学者の論調は、比較的に穏やかなものである<sup>36</sup>。この点を特に指摘しておきたい。

### （3）第2次憲法改正（1954年11月29日）

改正憲法の規定に基づいて、1952年8月5日に国民による直接選挙によって大統領選挙が実施された。大統領選挙には4名の候補者が立候補したが、李承晩が投票総数の73%を獲得して第2代大統領に当選した。李承晩が国會議員の多数が反対している中で高い得票率を確保出来た理由として、①朝鮮戦争が継続していたこと、②現役の大統領としての有利性、③国民の民主主義に対する理解不足、④選挙に対する干渉などの理由が考えられる。

1953年7月27日に、板門店において休戦協定が調印された。翌年の1954年に、経済条項改正案提出撤回事件が起こる。この事件は、次のような経過を辿ったものであった。1954年1月

34 金哲洙（2007）、前掲書115頁。（邦訳は筆者）

35 許營『韓国憲法論』博英社 2007年 103頁。（邦訳は筆者）

36 権寧星は違憲の理由として、①一事不再議の原則違反、②公告手続きを欠いた改憲案の議決、③討論の自由が保障されていないこと、④議決の強制、などを挙げている。権寧星、前掲書94頁。同様に憲法違反を主張しているものに、洪性邦『憲法学』『憲法学』（ヒョンアムサ）2007年 46頁。鄭宗燮『憲法学原論（第2版）』博英社 2006年 170頁。이승우（イソンウ）『憲法学』（トゥナム）2009年 177頁。

23日に李承晩政権は、経済条項を自由化する憲法改正案を提出した。その理由は、憲法の経済条項が極めて統制経済の色彩を帯びているので、外国からの投資に対して不利であるというものであった。国内外の経済状況を勘案すると、経済条項を自由化するという主張には合理性があった。しかし、1954年3月9日になって、李承晩は突然に憲法改正案を撤回した。この撤回理由は、同年に実施される国会議員選挙で勝利すれば、李承晩の大統領三選を可能にする憲法改正への道が開けることになるからに他ならなかった。即ち、経済条項修正問題を憲法改正の大義名分に利用できると考えたのである。1954年5月20日に第3代国会議員選挙が実施された。李承晩は、大統領終身制への道を開くために、国会で憲法改正に必要な議席数獲得を目指した。この選挙に於いては、不正に入手した投票用紙を用いて特定候補への一括投票が行われたり、不在者や死亡者の名義で投票されたり、投票箱がすり替えられるなど、あらゆる不正な手段がとられた。選挙結果は、203議席中、与党の自由党が133議席（選挙後の入党者を含む）を獲得して自由党的圧勝に終わったが、改憲必要議席数にはわずかに届かなかった。これを受け、自由党は入党工作を続け、6月には136議席を確保するまでになった<sup>37</sup>。そこで、9月8日に自由党は憲法改正案を国会に提出した。

しかし、自由党の思惑に反して、11月27日に行われた採決の結果は、賛成135票であった。憲法改正に必要な「3分の2以上」には一票足りない結果に終わったのである。議長は否決を宣言し、ここに憲法改正案は否決された。しかし、11月29日になって、自由党議員のみが出席した民議院において27日の否決の宣布が取り消され可決の宣布がなされた。この改憲を韓国政治史上、通常「四捨五入改憲」と呼んでいる。自由党側の解説は、次のような詭弁の論理に基づくものであった。203に3分の2を乗じると135.3333···という結果を得る。135.3333···を四捨五入すれば、解は135となる。すなわち、135票は憲法の規定にいう「3分の2以上」を満足するものであるという論理である。

憲法改正の主要な内容は、①国民投票制の加味、②純粹な大統領制、③自由経済体制に適合する経済条項の大幅修正、④大統領が欠けたとき副大統領が継承する制度、⑤初代大統領に対する重任制限規定の撤廃の5点であった。

この四捨五入改憲に対して、金哲洙は、「第2次憲法改正は形式面においては、四捨五入という数学的な議論を憲法改正に導入し、否決宣言をひっくり返す決議をした改憲であって、定足数に満たない違憲の改定であり、実質的な面からは初代大統領に限って重任制限を撤廃するという平等原則違反する違憲無効の憲法改正であるということが出来る」と述べ、違憲無効であることを主張した<sup>38</sup>。また、許營は、「第2次憲法改定は改憲に必要な議決定足数を無視した違憲・不法の改憲であった。数学で用いる四捨五入の計算方法は、法規範の解釈には適用できないという基礎的な法原理を無視したためである。法規範の領域では数の計算においては、端数は何時でも1という整数であると評価することはローマ法以来の確固たる慣行である」と述べ、四捨五入改憲の違憲性を指摘した<sup>39</sup>。また、權寧星は、「四捨五入改憲は、①初代大統領に限って重任制限を撤廃することは平等の原則違背し、②国会の表決が可否同数である場合には、少数者保護と現

37 武田幸男編『朝鮮史』山川出版 2000年 343~346頁。

38 金哲洙（2007）、前掲書115~116頁。（邦訳は拙者）

39 許營、前掲書104頁。（邦訳は拙者）

状尊重の原則に従い、否決と看做さなければならず、可決と処理した点から憲法違反の改憲であると考えるしかない」と述べ、少数者保護と現状尊重の原則から違憲性を指摘した<sup>40</sup>。

拙者も同様に、四捨五入改憲は明確な憲法違反であると考える。何故なら、「3分の2以上」の「以上」とは、ある数量を基準として、それと同じかそれを越える数量を示す語である。従って、整数にならない場合には、切り上げてそれを超える次の整数を指すことになるからである。何故なら、個人の尊厳を認める近代立憲民主主義の下では、端数の人格を予想することは出来ないからである。このことは許營が指摘するように、ローマ法以来の確固たる慣行である。更に権寧星が指摘するように、少数者保護と現状尊重の原則の観点からも明確な憲法違反である。何故なら、多数決主義的民主主義に対立する概念としての立憲民主主義は、少数意見を十分に尊重した自由な討論・審議が必要不可欠な大前提であるからである。

このような改憲が行われたこと自体、韓国大統領の権力の強大さを痛感すると共に、韓国政治の未成熟さを露呈していると言える。更に、李承晩の権力への執着がこの様な憲法違反の改正に道を開いたことを指摘しなければならない。即ち、第2次憲法改正に於いても、権力者の恣意的な動機に基づいて憲法改正が行われた。尚、韓国の憲法学者は、重任制限規定の撤廃は違憲であるとしているが、論調は弱いことを指摘しておきたい<sup>41</sup>。

#### (4) 第3次憲法改正（1960年6月15日）

このようにして、李承晩は任期中に2回もの憲法改正を行い、三選への道筋を作った。これは、大統領終身制への道を開くものでもあった。1956年5月15日に第3代大統領選挙が実施された。選挙に於いて、野党候補申翼熙が選挙運動中に突然に死亡するという事件の発生や政府による激しい選挙妨害もあって、野党陣営は苦しい戦いを強いられた。政権側の当初の目論見どおりに李承晩が当選した。しかし、選挙結果は李承晩にとって厳しいもので、当選はしたものの批判票は得票の60%にも及んだ。ここに、韓国国民の政権側の不正に対する厳しい姿勢を感じることが出来る。しかも、副大統領には民主党の張勉が当選し、正副大統領が与野党に分裂するという異常な事態を迎えた。この事態を受けて、李承晩政権は体制の崩壊の危機感から、国民を弾圧し独裁体制を強化していく。

その後の1960年3月15日に実施された第4代大統領選挙においては、野党民主党の派閥争いや民主党公認候補の急死などの理由から、李承晩の当選が当初から確実であった。そこで注目されたのが副大統領選挙であった。3月17日に、李承晩大統領、李起鵬副大統領の当選を国会は宣言した。この選挙において、李承晩と与党自由党は、事前投票・投票箱のすり替え・買収・脅迫などありとあらゆる不正をおこなった。当然に、野党は反発して、不正選挙を糾弾し選挙の無効を主張した。この不正選挙に対して国民の怒りは頂点に達し、全国規模での抵抗運動が勃発した。

4月19日にソウルの各大学や高校から集まった数万人の学生がデモを行い、大統領官邸を包囲した。その上、学生を中心とした市民の抗議行動は、全国の都市に広がりを見せた。これに対して、政府は戒厳令を宣布するなどして対応したが、ソウル市内の騒乱は収まる気配を見せなかっ

40 権寧星、前掲書95頁。（邦訳は拙者）

41 洪性邦、前掲書47頁。（本文に掲げた以外の違憲論が説明されている） 同様に憲法違反を主張しているものに、鄭宗燮『憲法学原論（第2版）』（博英社 2006年 171頁）と이승우（イ・スンウ）（前掲書178頁）がある。

た。この事態を受けて、戒厳司令官はデモ隊との話し合いを李承晩大統領に進言し、また、アメリカ政府の圧力もあって、李承晩大統領は四面楚歌の状態となった。その結果、李承晩大統領は4月27日に大統領辞任を発表したのである。4月26日に国会は憲法改正と総選挙を実施することを決議して、5月2日に許政過渡政府が樹立された。李承晩は5月29日にアメリカに亡命した。6月11日に憲法改正案が国会に提出され、6月15日に圧倒的多数の賛成で改正案は成立した。この改正案が第3次憲法改正であり、第2共和国憲法と称されるものである。

第2共和国の政府形態は、典型的な議院内閣制であった。李承晩政権の独裁政治への反省から、大統領への権力集中を防止し、国政全般にわたり責任を持ち、国民の真正な多数意思を国政に反映させることができる責任内閣制を第2共和国は採用した。また、大統領は間接選挙によって選出され、形式的・儀礼的権限のみを持つだけであった。行政権は国務院に帰属し、国務院の首班である国務総理は、民議院の同意によって任命され、国務院は民議院に対して連帶責任を負う一方、民議院解散権を持っていた。国会は、民議院と参議院で構成され、大統領の選挙権を持っていた<sup>42</sup>。

第2共和国憲法に基づく議院内閣制は、議院内閣制の理念的形態であると考えられている古典的・英国的な議院内閣制に該当するものであった。従って、議会に対する内閣の連帶責任と内閣の国会解散権を規定すると同時に、執行部の二元的構造に立脚し、国家元首としての大統領と実質的な行政権を担当する国務院を規定し、議会と行政部間の共和・共助関係のための規定を設けたのである。しかし、政党政治に不慣れであったために、制度がうまく機能せずに、1961年の軍事クーデターを招来する結果となったのである。

議院内閣制が成功しなかった理由は、様々な側面から考察できる。韓泰淵はその失敗の理由として、①議院内閣制実施の前提になる、韓国社会にあるべき社会的与件の欠如、②与党である民主党の分裂による張勉内閣の弱体性、③政局の混乱に起因する社会秩序の紊乱などを指摘している<sup>43</sup>。また、議院内閣制の運営面からの問題点に関して、国家元首の地位と機能が完全に無視されて元首の象徴的地位だけが強調され、しかも大統領の固有の権限まで否定されたために、憲法上の国家機関としての国家元首の地位と役割が全く発揮されなかつとの指摘もある<sup>44</sup>。本来ならば、共和制の下での議院内閣制に於いては、大統領の地位と役割は象徴的な地位に留まることなく、もし議会と内閣が対立した場合は、それを調整する役割を期待されているのであり、両者間の対立と葛藤を解消し両者の関係を円滑に維持させることが重要な役割であった。しかし、韓国の第2共和国憲法の下では、君主に代わる大統領の選出が議会の間接選挙の方式を採用したことに伴い、大統領の地位は相対的に弱化し、議会に従属する結果を招來した。本来ならば、議会と政府が緊密な関係を保ちつつ協調的な国政運営を遂行すべきなのであるが、議会と政府は自分勝手な方を向き意見を異にし、多数党の政策が遂行出来なくなり、国会が機能不全を起こした。<sup>45</sup> このように、本来、議院内閣制に期待されている長所が有名無実に終わり、その機能を發揮できなかった理由は、明確な理念と実践を持たない政党が政府と国会の勢力を掌握することば

42 金哲洙『韓国憲法の50年』敬文堂 1998年 143~144頁。

43 韓泰淵『憲法学』法文社 1983年 363~364頁。

44 尹世昌「議院内閣制のは正点」、『考試界』1961年6月号 30頁。

45 尹世昌、同上 31~33頁。

かりに明け暮れ、国政への一貫した施策が欠如していたためである。このような議院内閣制の運用上の要因のために、政局は不安と混迷を繰り返し、結局は、第2共和国は幕を下ろした。

要するに、大統領制の独裁化の流れは、4・19革命に起因する議院内閣制の自由主義的な流れに移行したが、当時の時代的背景や社会的条件は、高度な政治的技術を要する議院内閣制を定着させるには、幾つかの難しい問題点を抱えていたということが出来る。特に、議院内閣制を成功させるために必須な前提条件である民主的な政党制の確立ということが欠如していた状態での議院内閣制の採択は、ただ単なる試行錯誤を意味するだけであったと思われる<sup>46</sup>。

#### （5）第4次憲法改正（1960年11月29日）

3・15不正選挙関連の不正行為者に対して処罰を求める国民の声は、1960年7月29日の第5代民議院選挙と初代参議院選挙において民主党に勝利をもたらした。新たに構成された国会に於いて、8月2日には尹潽善が大統領に選出され、8月19日に張勉が國務総理に任命された。この選挙で圧倒的な勝利を収めたはずの民主党は、官僚出身者達を中心とした新派と地主勢力を中心とする旧派に分裂し、新・旧両派の新しい葛藤が生まれた。李承晚政権の強権に抑圧されていた国民は、新憲法が保障する表現の自由の下で抗議行動を活発化させた。原因は、処罰法規が欠如していたために、3・15不正選挙の実行犯に対する処罰ができないことにあった。そこで、国会は10月17日に不正行為者に対する処罰を可能にする特別法を設けるために憲法を改正することを提案し、11月29日に改正案は可決された。改正は、憲法付則として制定された。改正の主要な内容は、①1960年の3・15不正選挙関連者と4月革命弾圧者に対する処罰、②1960年4月26日以前に反民主的行為をした者に対する公民権の制限、③1960年4月26日以前の不正蓄財者に対する刑事上と、行政上の処罰のための特別法の制定、④これらの事件を処理するための特別裁判所と特別検察部の設置などである<sup>47</sup>。これが、第2共和国憲法の改正、すなわち第4次憲法改正である。これは、憲法上の事後処罰の禁止規定を否定する例外規定を認めたものである。

事後処罰の禁止規定を否定する例外規定を認めた憲法改正は、違憲であると考えられ、憲法改正には何らかの限界があったのかといった問題を巡っては、古くから公法学者の間で限界説と無限界説の対立がある。拙者は、限界説を支持し採用する。何故ならば、憲法を始源的に創設する憲法制定権力と、憲法によって与えられた憲法改正権とは区別されなければならず、憲法制定権力の主体やその定めた基本原理は憲法改正権の限界を画するものであるからである。また、罪刑法定主義は、国民の同意に基づく処罰という民主主義原理を基礎とする。更に、罪刑法定主義の派生原理として、事後処罰禁止の原則が存在するのである。従って、事後処罰の禁止は、民主主義の派生原理であるため、いかなる場合にも遡及処罰は認められるべきではない。この見解は、日本の憲法学界における通説である<sup>48</sup>。また、ドイツ連邦共和国憲法が、国民主権と人権の基

46 鄭萬喜『憲法と統治構造』法文社 2003年 57~59頁。

47 李康謙、前掲論文 111頁。

48 無限界説は、憲法改正権は憲法制定権力と同質であり、制定された制定された憲法の枠には拘束されない、また法は社会の変化に応じて変化すべきであり憲法もその例外ではない、と主張する。無限界説を採用すると、憲法所定の改正手続に基づくものである限り、もとの憲法の基本原理を変更することも法的に認められることになる。一方、限界説を採用する学説。

野中俊彦ほか、同上 397頁。佐藤幸治、同上 39~40頁。芦部信喜、前掲書 356~358頁。清宮四郎『憲法I』有斐閣 1971年 402~406頁。

本原則に影響を及ぼす改正は許されないと定め（第79条）、フランス第5共和国憲法が、共和政体を改正することは出来ないと定めているのも同様の趣旨である<sup>49</sup>。しかし、興味深いことに韓国憲法の教科書には、この憲法改正に対する違憲論が解説されていないものが多い。解説を加えていても、金哲洙のように、「しかし、この規定は遡及立法による処罰及び参政権と財産権などを制限できるようにした点で違憲であるという議論が多くあった」と述べるに留まっている<sup>50</sup>。許營も著書の本文では違憲性について何も触れておらず、脚注において、「この憲法改正は一般的な法原理に含まれる刑罰不遡及の原則を無視したものであるために、憲法改正の限界と関連して決して問題がないことはない。しかし、その当時、この憲法改正案が民議院と參議院において圧倒的な賛成で通過したほど、反民主行為者に対する国民の怒りは非常に大きいものであった」と、当時の状況を客観的に述べているに過ぎない<sup>51</sup>。

#### （6）第5次憲法改正（1962年12月26日）

第2共和国は政党の組織と活動が非民主的・非効率的であったために、政局は不安定であり、社会秩序は混乱をしていた。この状況の下で、1961年5月16日未明、朴正熙少将を中心とする軍部はクーデターを起こし、第2共和国は終わりを告げたが、これが32年間に及ぶ軍人支配の始まりであった。クーデター決起直後の5月16日午前5時、中央放送を通じて軍事革命委員会の組織を報じながら、クーデター勢力は6項目からなる「5・16革命公約」を発表した<sup>52</sup>。軍は直ちに軍事革命委員会を組織して立法・行政・司法の三権を掌握し、大韓民国全域に戒厳令を宣布した。続いて、国会と地方議会を解散したのに従い、5月18日に國務總理張勉は、政権を軍事革命委員会に移譲した。翌5月19日に軍事革命委員会は国家再建最高会議に名称変更し、革命内閣を組織する一方で、全ての政党と社会団体を解散させた。その後、6月6日に国家再建最高会議で制定・公布された国家再建非常措置法に従って統治が行われた<sup>53</sup>。即ち、国家再建非常措置法の制定により第2共和国憲法は破棄され、政府は総退陣すると共に、国会は解散し、憲法裁判所は機能を停止した。従って、第2共和国憲法は、国家再建非常措置法に違背しない範囲でのみ効力を維持した。この国家再建非常措置法は、ナチスの授権法にならったものである<sup>54</sup>。1961年7月3日に朴正熙が国家再建最高会議の議長となり、ここに名実共に朴正熙が三権を掌握した。

49 芦部信喜、同上358頁。

50 金哲洙（2007）、前掲書117頁。（邦訳は筆者）

51 許營、前掲書107頁。（邦訳は筆者）

52 革命公約とは、5・16軍事クーデター直後に発表された公約である。その内容は、以下の通りである。<sup>①</sup>今までスローガンに終わっていた反共体制を再整備・強化する、<sup>②</sup>国連憲章を遵守し国際協約を誠実に履行して米国を始めとした自由友邦との紐帯をいっそう強固にする、<sup>③</sup>現政権の腐敗を一掃して頽廃した国民道義と民族正気を振作する、<sup>④</sup>貧困と飢餓のなかで民生苦を直ちに解決し、国家自主経済体制を完成する、<sup>⑤</sup>国民の宿願である国土統一のために反共実力を培養する、<sup>⑥</sup>このようなわれわれの課業が成就されれば、新しい良心的な政治人たちに政権を移譲し、われわれは本来の任務に復帰するであろう。 池明觀『韓国民主化への道』岩波書店 1995年 53頁と、金栄秀、前掲書503～504頁を参照。

53 国家再建非常措置法は、4章24ヶ条及び附則で構成されている。その内容は、以下の通りである。<sup>①</sup>大韓民国の最高統治機関として国家再建最高会議が三権を統合・管掌し、<sup>②</sup>国民の基本的人権は革命課業完遂に支障のない限度内で保証し、<sup>③</sup>国家再建最高会議は国会の権限を行使し、内閣はその最高会議に対して連帶債務を負う、<sup>④</sup>大法院長と大法院判事は最高会議の提請で大統領が任命し、憲法裁判所は効力を停止させる、<sup>⑤</sup>第2共和国憲法は非常措置法に抵触しない範囲でのみ効力をもつ。李康燁、前掲論文112頁と、金栄秀、同上503～504頁を参照。

54 金哲洙（1998）前掲書44頁。

朴正熙政権は「5・16 革命公約」に従い、1962年7月11日に民政移譲のための準備として、最高会議議員9名、民間人・学者専門家21名で構成される憲法改正のための憲法審議委員会を設置した。7月16日から作業を開始し、10月23日には憲法要綱が決定された。この憲法案は、同年11月5日に公告された後、12月6日に国家再建最高会議における議決を経て、12月17日に実施された国民投票で79%の賛成を得て確定され、同年12月26日に公布された。しかし、憲法附則に従い、この憲法は1963年12月17日から施行された。このような経緯を辿り、第5次憲法改正が行われた。しかし、この第5次憲法改正は、第2共和国憲法（第4次改正憲法）に定められた憲法改正手続に準拠して改正されたものではなく、改正国家再建非常措置法に従って旧憲法を全面的に改正したものである点に特色がある。従って、形式的には第5次憲法改正であるが、実質的には第3共和国憲法の制定である<sup>55</sup>。

この憲法は、自由権・生存権・参政権などの国民の基本権を体系的に整理し、現代的な政党政治を確立するために政党条項を設け、国会を一院制にして国会の組織と運用を簡素化して国会の権限を非常に弱くした。更に、三権分立に基づく大統領中心制を採択して、行政の迅速性と効率性に配慮し、経済科学審議会議・国家安全保障会議などを設置した。また、司法権を強化し、司法権の独立を確保し、大法院に違憲立法審査権を付与し、司法権優位の原則を確立した。また、憲法改定には国民投票を必須条件にした。しかし、この憲法は国家権力が分散してはいるものの、アメリカ型の権力分立的な大統領制とは異なり、大統領に行政権だけではなく国家緊急権・法律案拒否権などを付与し、行政権優位の傾向を持つものである。それに、実際の政治においても政党優越の傾向を持ち、従って与党党首である大統領の権限は非常に強力なものになった<sup>56</sup>。

#### （7）第6次憲法改正（1969年10月21日）

1963年2月28日に「2・28宣誓」を発表して民政不参加を宣言した。ところが3月16日に朴正熙議長は突然に憲法施行を4年間延期して軍政を継続する内容の「3・16声明」を発表した。しかし、内外の強い反対に遭い、4月8日に朴正熙議長は撤回した。結局、朴正熙議長は7月27日に声明を発表し、1963年中の民政移行を表明し、朴正熙は退役して民主共和党総裁に就任した。

1963年10月15日に軍事革命政府は第5代大統領選挙を実施して、民主共和党の候補者である朴正熙が約470万票、野党政民党的候補者である尹潽善が約455万票という15万票の僅差で朴正熙が当選を果たした。その後11月に実施された第6代国会議員選挙では、与党民主共和党が175議席の内110議席を獲得して圧勝した。1963年12月に朴正熙が大統領に就任し、第3共和国が成立した。

李承晩政権時代から、日本と韓国の間の政治課題は日韓正常化問題であった。難航していた日韓正常化問題は、第3共和国が成立して急速に進展した。1965年6月に日韓基本条約が調印され、両国の国交が樹立された。この条約で、日本は無償経済協力3億ドル、政府借款2億ドル、商業借款3億ドルを供与する事が取り決められた。また、ベトナム戦争に参加し、アメリカから

55 金哲洙（2007）、前掲書119頁。

56 金哲洙（2007）、同上119頁。

の援助を引き出した。これらの資金を経済開発に投入し、1960年代に驚異的な経済発展を遂げた。日韓基本条約締結問題やベトナム派兵問題に関して韓国国内で強い反対があったが、朴正熙大統領は強硬な姿勢で反対勢力に対応した。

1967年5月3日の大統領選挙において、朴正熙は尹潽善を抑えて第6代大統領に再選された。また、同年6月8日に実施された第7代国会議員選挙においても、朴正熙大統領が率いる民主共和党が国会の3分の2を超える129議席を獲得して圧勝した。大統領選挙と国会議員選挙に朴正熙大統領と与党が勝利出来た理由は、経済発展に対する期待感であり、朴正熙大統領が掲げる経済発展計画を国民が支持していた結果と評価できる。しかし、第3共和国憲法の第69条第3項では、「大統領は1回に限り重任することができる」と規定されていた。そこで、長期政権を目指す朴正熙大統領は、第7代国会議員選挙の勝利を背景に、憲法第69条の三選禁止規定緩和を盛り込んだ憲法改正に向けて動き出した。

1969年8月7日に民主共和党は、三選禁止規定緩和を盛り込んだ憲法改正を国会に提出した。野党の激しい反対にも拘らず、同年8月9日に公告され、9月14日に国会の別館会議室で与党議員のみが出席するという異常事態の下で強行可決された。それに続いて、朴正熙大統領は改正案を10月17日の国民投票に付した。その結果、改正案は総有権者の投票率77.1%、賛成65.1%で確定され、10月21日に公布された。これが第6次憲法改正である。

第6次憲法改正の主要な内容は、以下の通りである<sup>57</sup>。①「大統領の継続再任は3期に限る」という但書条項を設けた（第69条第3項但書）。これによって、大統領の三選禁止条項を緩和した。②大統領に対する弾劾訴追の要件を厳格にした（第61条第2項但書）。③国会議員定数を「150人以上200人以下」から「150人以上250人以下」に増員した（第36条第2項）。④国会議員の閣僚兼職を可能にした（第39条）。この改正により、朴正熙大統領は独裁化の道を歩み始めることになる。国家の基本法である憲法が、国会議事堂以外の場所で与党議員のみが出席するという異常事態の下で強行採決されたことは、民主主義の破壊以外の何物でもなく、違憲違法の暴挙であると評価せざるを得ない。

1971年4月27日、第6次憲法改正の目論見どおり、第7代大統領選挙に於いて朴正熙は大統領に三選された。しかし、朴正熙大統領と新民党の金大中候補との得票率は53.2%対45.3%であり、95万票という僅差での勝利であった。更に、同年5月25日に実施された第8代国会議員選挙では、政権与党である民主共和党が113議席で議会多数を占めたものの、野党新民党も89議席という躍進を遂げ、結果的に与党民主共和党は憲法改正に必要な3分の2の議席数を確保できなかった。

#### （8）第7次憲法改正（1972年12月17日）

第7次憲法改正は、実質的には第4共和国憲法の制定と評価されるもので、維新憲法と呼称されている。様々な要因が複雑に錯綜する国内外の状況を開拓する為に、朴正熙大統領は国家安全保障の名目で、1971年12月6日に国家非常事態宣言を発布し、12月27日に野党を排除した国会で「国家保衛に関する特別措置法」を制定した。これは、超憲法的国家緊急権の行使を許容す

---

57 李康煥、前掲論文114頁。

るものであった。

その内容は、①大統領は国家安全保障のために非常事態を宣布することができる、②経済規制、③国家総動員令宣布、④特定地域への移動・転入措置、⑤屋外集会と示威規制、⑥言論・出版規制のための特別措置、⑦特定の労働者の団体行動権・団体交渉権の規制、⑧必要な場合大統領は軍事上の目的のために歳出予算を変更できることなどを規定していた<sup>58</sup>。この法律は、国家の危機を克服するという名目で制定されたもので、超憲法的国家緊急権の行使を可能にする点に於いて、違憲性を持つものであった<sup>59</sup>。更に、国家の最高規範である憲法を超越する権原を一般法が獲得するという法理論上の矛盾を内包したものであった。この「国家保衛に関する特別措置法」により、言論・出版の自由や労働基本権は大きく制限された。これに対する国民の反発は強いものであった。

朴正熙大統領は1972年に入っても、「国家保衛に関する特別措置法」に規定されている非常措置を断行しなかった。しかし、1972年10月17日になって、急変する国際情勢に対応する為には国民の団結が必要であるという大義名分の下に、朴正熙大統領は、約2ヶ月間憲法の一部条項の効力を停止させる非常措置を宣言した。この非常措置に従い全国に非常戒厳令を宣布し、いわゆる「10月維新」である「10・17非常措置」を実施した<sup>60</sup>。この「10・17非常措置」は、国会を解散させると共に政党などの政治活動を停止させ、国会の権限は非常國務會議が遂行するという内容であった<sup>61</sup>。更にこれは、祖国の平和的統一を志向する憲法改正を可能にするものであった。

1972年10月26日に「非常國務會議」で第7次憲法改正案が審議され、翌10月27日に議決し公告された。非常戒厳令下という異常事態の中で11月21日に実施された国民投票では、91.9%という高い投票率を示し、91.5%の賛成によって確定した。第7次憲法改正案が国民の大多数の賛成で可決された事実は注目に値する。この異常に高い賛成票は、非常戒厳令の下で賛成意見だけ認められ反対意見は禁止された状況で国民投票が実施されたことが主たる要因である。更に、1962年の5・16軍事クーデター以降、朴正熙政権の長期化に伴い、権力基盤が権力者の恣意的な人事によって全国的に強化されてきた結果であるとも考えられる。

第7次憲法改正は、大統領の任期を6年に延長して重任制限規定を廃止し、朴正熙大統領の永久政権を可能にするものであった。統一主体国民會議の選挙は12月に実施されたが、野党の候補者は登録妨害を受けて殆ど立候補出来ず、個別の選挙運動も禁止される中で行なわれた。選挙の結果、2359人の代議員が選出された。即時に開かれた第1回統一主体国民會議に於いて、朴正熙のみ唯一人が大統領に立候補し、賛成2357票、無効2票という圧倒的賛成で朴正熙が第8代韓国大統領に選出された。続いて、12月27日に第7次憲法改正が公布され、朴正熙が大統領に就任して、第4共和国が船出した。これが第7次憲法改正（第4共和国憲法）であり、通称

58 李康燁、同上114頁。

59 金哲洙（2007）、前掲書119頁。

60 「10・17非常措置」の主要な内容は、①国会の解散、②政党などの政治活動停止のための憲法の一部条項の効力停止、③非常國務會議による国会の権限代行、④10月27日までに非常國務會議が憲法改正案を公告しこれを国民投票で確定すること、⑤憲法改正案が確定されれば、改正された憲法手続きに従って1972年末以前に憲法秩序の正常化を図ることなどである。金栄秀、前掲書557頁。

61 李康燁は論文の中で、1994年6月30日の憲法裁判所決定に於いて、このような国家保衛に関する特別措置法は、「超法規的な国家緊急権を大統領に付与しているという点で、これは憲法を否定して破壊する反立憲主義、反法治主義の違憲法律である」と明確な憲法違反を指摘していることを紹介している。（李康燁、前掲論文124頁）

「維新憲法」と呼ばれている。この「維新憲法」は、大統領の任期を6年と定め、統一主体国民会議を新設し、統一主体国民会議に於いて大統領を選出することを定めており、更に重任禁止規定を廃止したことは朴正熙の終身執権体制が確立したことを意味する。これにより、1979年10月26日に暗殺されるまで、朴正熙大統領の独裁政治が展開されるのである。

維新体制発足と同時に、政党活動の禁止が解除され、1973年2月27日に第9代国会議員選挙が実施された。投票結果は、民主共和党73議席、新民党52議席、民主統一党2議席、無所属19議席となり、与党の民主共和党は38.7%の支持を得たが、野党の新民党も32.6%の支持率を獲得し、民主共和党が僅か6.1%上回っただけに留まった。これは、維新体制に対する国民の不満の表出を意味する。しかし、国会議員定数の3分の1は大統領の推薦名簿に基づいて統一主体国民会議が選出する規定（維新憲法第40条第1項・第2項）により、73人の国会議員が統一主体国民会議により選出され、維新政友会を結成した。

維新体制である朴正熙大統領の独裁政治が登場した理由として、最初に、国内の政治的・社会的な側面から検討しなければならない。1967年6月8日に実施された第7代国会議員選挙に於いて、与党民主共和党が国会の3分の2以上の議席を獲得したことにより、朴正熙大統領は憲法改正を確実なものとし、長期政権への道を開いた。大統領の三選を許容する第6次憲法改正は、与党が民主主義の理念に反する強硬手段を用いて強引に成立させたものである。1971年4月27日に、第6次憲法改正の目論見どおり、第7代大統領選挙に於いて朴正熙は大統領に三選された。しかし、朴正熙大統領と新民党的金大中候補との得票率は53.2%対45.3%であり、95万票という僅差での勝利であった。更に、同年5月25日に実施された第8代国会議員選挙では、政権与党である民主共和党が113議席で議会多数を占めたものの、野党新民党も89議席という躍進を遂げ、結果的に与党民主共和党は憲法改正に必要な3分の2の議席数を確保できなかった。これは、度重なる政権与党の暴挙に対する国民の強い批判の現れであると評価できる。更に、野党が予想外に議席を獲得した事実は、与野党の対立が深刻化すると同時に、野党の政府権力に対する牽制機能が強化されたことを意味した。この現実に直面した朴正熙大統領は、政権維持に不安を感じるようになったことは疑いない。又、1970年代に入り、韓国社会は多くの労働争議を経験することになった社会状況を指摘できる。1970年11月13日に起きた全泰壹焼身自殺事件を契機に労働争議は活発化し、これに学生、宗教家、民権運動家などが合流し、民主化運動と労働運動が結合する様相を見せ始めた<sup>62</sup>。この抗議活動は、近代化政策の矛盾と、朴正熙の長期政権に対する反発が根底に存在していたと評価できる。

しかし、国内の政治・社会的な側面が維新体制登場の主たる要因と考えることは、根拠が弱い<sup>63</sup>。何故なら、1962年憲法である第3共和国憲法（第5次改正憲法）に於いても、大統領は「公共の安寧秩序を維持する必要がある」時は戒厳令を宣布する権限を有していた<sup>64</sup>。即ち、仮

62 全泰壹焼身自殺事件とは、平和市場（総合東大门市場の一部）の裁断師・全泰壹が1970年11月13日に労働基準法の本を手にしたまま労働基準法の遵守を要求して焼身自殺した事件。この事件は、高度経済成長の陰に隠されていた労働者の悲惨な生活を見直す転換点となった。

63 金栄秀、前掲書555頁。

64 第3共和国憲法（第5次改正憲法）第75条第1項。第7次改正（維新憲法）が制定される以前の憲法は第6次改正憲法であるが、第6次憲法改正は第36条・第39条・第61条・第69条の4カ条の一部改正であり、その他の条項は第3共和国憲法（第5次改正憲法）が有効性を持っていた。

に社会的な混乱が政権の危機を誘発すると判断した時には、戒厳令を宣布することにより社会騒乱を収拾する手段があった。当時の朴正熙大統領の権力は強大であり、恣意的な権力行使も不可能ではなかったと考えられる。例えば、1973年に朴正熙大統領に批判的な活動を取り続けていた金大中元大統領候補は、滞在先の東京九段にあるグランド・パレス・ホテルの部屋から韓国中央情報部（KCIA）の工作員の手で拉致された事件を挙げることができる。

第2に、維新体制登場の背景として国際情勢の変化という側面を指摘できる。1970年2月に発表されたニクソン・ドクトリンによって、米中交渉が開始され、更にベトナムからの米軍撤兵などアジア地域の緊張緩和が進展した。アジア地域の状況の変化は、韓国政府を緊張させた。この様な急激な国際情勢の変化に呼応して、朝鮮戦争以来途絶えていた南北対話が再開された。1972年7月4日には、対話の進展は自主・平和・民族大団結を三原則とする南北共同声明という形で結実した。その結果、韓国の国民の間で、南北統一に対する熱望が高まりを見せた。国際情勢の変化に対して、朴正熙大統領は、南北対話を通して緊張緩和を図る一方で軍備の増強を推進し、更に国家非常事態宣言を宣布することで国内的な統制を図るという両面政策で対応した。何故ならば、南北統一問題は韓国と北朝鮮の当時国だけの問題ではなく、他国を含む東アジアの安全保障政策と密接な関係を持つ問題であるからである。従って、国際情勢の変化が維新体制の登場に大きな役割を担ったと考えることには妥当性がある。

第3に、経済的要因を指摘できる。維新体制が登場したのは、経済危機とそれに起因する社会葛藤を鎮静化する目的もあったと考えられる。韓国は1960年代に「漢江の奇跡」と呼ばれる驚異的な経済成長を達成したが、1969年から構造的な不況に悩むことになった。その理由は、軽工業中心の輸出政策が国際競争力を喪失するようになったことにあった。政府は様々な対策を講じるが、経済不況を克服することは困難であった。何故ならば、経済不況の原因が産業構造自体に存在したからである。政府が重化学工業育成政策を推進した訳は、経済的・軍事的・政治的な理由があった。経済的・政治的な理由は、朴正熙大統領が自己の権力を維持する為には経済界の理解がなくては不可能であったからである。強力な政権による経済復興は、経済界特に財閥にとって緊急の課題であったし、朴正熙大統領の立場からは経済界の資金の援助は必要不可欠であったと考えられる。即ち、経済的側面と政治的側面は利害が一致したと考えるのが妥当であろう。古今東西、経済と政治は一体不可分の関係にある。更に、軍事的な側面は、駐韓米軍の削減に伴い国内軍需産業を育成し、自主防衛を成し遂げる必要性が生じたことを指摘できる。従って、韓国の産業構造の転換は、維新体制の登場に伴って、政府が重化学工業育成政策を推進したことにより達成されたと考えられる。

最後に最も重要な側面として、朴正熙大統領自身の権力への執着を指摘しなければならない。朴正熙大統領は維新体制を正当化して、南北の対話を推進し、米中の和解に始まった国際情勢の変化から受けた朝鮮半島の安全保障問題に効率的に対応する為に維新体制を導入するのであると主張する。しかし、維新体制の実体は、朴正熙大統領の長期政権に道を開き、行政と経済界が反対勢力からの妨害を受けずに効率的に近代化を達成できる政治秩序を確立しようという目的を内包した、恣意的で独裁的な性格を持つ支配体制であった。

この第4共和国憲法が旧憲法の改正であるのか、それとも新憲法の制定であるのかに関しては議論がある<sup>65</sup>。金哲洙は、「維新憲法」は実質的には継続的に権力を掌握しようとする意図によ

るクーデター的性格を持ったものであり、第7次憲法改正は、新憲法の制定であるのみならず自由民主主義を一時停止し権威主義的新大統領制を採択した点に於いて憲法改正の限界を超えるものであると述べている<sup>66</sup>。拙者は、この第7次憲法改正は、憲法改正権の限界を超えたもので、新憲法の制定と評価せざるを得ないと考える。何故ならば、憲法を始源的に創設する憲法制定権力と、憲法によって与えられた憲法改正権とは明確に区別されなければならず、憲法制定権力の主体やその定めた基本原理は、憲法改正権の限界を画するものであるからである。

#### (9) 第8次憲法改正（1980年10月27日）

維新体制の2期目に当たる1978年には、統一主体会議、第9代大統領、第10代国会議員の3つの大きな選挙が実施された。反政府勢力の抵抗にもかかわらず朴正熙は、大統領に再選された。このような閉塞状態の中で、知識人、宗教家、学生、労働者、野党政治家などの幅広い層が抵抗運動に参加した。1979年になって、維新体制に対する国民的抵抗は激しさを増した。このような社会状況の中で、YH貿易事件が起こった<sup>67</sup>。このYH貿易事件を批判した金泳三に対して、国会は議員除名決議という暴挙に出た。これに抗議して、野党議員全員が辞表を提出するという異常事態となった。野党議員辞表提出に呼応して国民の不満は爆発し、維新憲法を土台とする維新体制に対する国民の抵抗は最高潮に達した。

このような状況の中で、1979年10月に金泳三の出身地釜山においてデモが拡大し、騒乱状態になった。暴動は隣接する馬山にも波及した、「釜馬事態」である。そうした中で、1979年10月26日に、朴正熙大統領の信頼の厚かった中央情報部部長の金載圭が、朴正熙大統領と車智澈大統領警護室長を会食中に射殺するという事件が起こった。この事件は通常、「10・26事態」と呼ばれている。この事件は、釜馬事態の対処を巡る穩健論と強硬論の対立が原因であった<sup>68</sup>。

この事態を受けて、第4共和国憲法第48条の規定に従って、直ちに国務総理の崔圭夏が大統領の権限を代行することになり、済州島を除く全土に非常戒厳令が宣布された。その後、12月6日の統一主体国民会議に於いて、崔圭夏が第10代大統領に選出され、12月21日に就任式が執り行われた。就任式に先立つ1979年12月12日に戒厳司令官鄭昇和参謀総長が、大統領暗殺に関する内乱帮助の容疑で銃撃戦のうちに逮捕された。この肅軍を名目としたクーデターにより、全斗煥少将が実権を掌握した。この事件は通常、「12・12事態」とか「肅軍クーデター」と呼ばれている。

正式に大統領に就任した崔圭夏は、12月14日に新内閣を組織し、国民の要求に従い民主化作業を推進した。1980年に入って、学生や国民は、速やかに憲法改正を実施して民主的な政府を樹立することを要求し始めた。1980年2月29日に、金大中を始めとする在野の人々に対する復権処置が発表されると、ここに所謂「民主化の春」が本格化した。しかし、1979年の「10・26事態」以後、民主化の流れの中で労働争議が頻発し、また学生の示威活動も過激化し、全国的な

65 権寧星は、「第7次憲法改正は俗に維新憲法と呼ぶ」と述べるに留まっている。権寧星、前掲書98頁。

66 金哲洙（2007）、前掲書121～122頁。

67 YH貿易事件：経営が悪化したYH貿易の廃業問題に関して、従業員が抗議する目的で新民党本部に籠城した。その際、突入した警官隊との乱闘中に女子労働者が投げ自殺した事件。

68 金載圭は、穩健論であり、車智澈は強硬論であった。

広がりを見せた<sup>69</sup>。急激な民主化への流れが、社会混乱を誘発した。社会混乱が深刻化する状況の中で、政府は1980年5月17日を期して非常戒厳令を全国地域に拡大宣布して、政治活動の禁止と大学の休校措置を「5・17非常措置」として布告した。更に翌日の5月18日に、金大中の地盤であり民主化運動の拠点であった全羅道光州市に精銳部隊が投入され、デモの鎮圧が始まった。この時、光州市内で戒厳軍と学生・市民との間で銃撃戦が起り、多数の死傷者を出すという悲劇が生じた。この事件は通常「光州事件」と呼ばれている。その後、同年5月31日に、国家保衛非常対策委員会が設置され、形式的には委員長は大統領であったが、実質的には全斗煥が国家保衛非常対策委員会の実権を掌握していた。

権力を掌握した全斗煥は、肅軍クーデターと光州事件鎮圧で権力基盤を固めた後、不正蓄財告発を名目に朴政権の残党を権力中枢から一掃した。その後、崔圭夏大統領の辞任を受けて、同年8月27日には、統一主体国民会議に於いて全斗煥が第11代大統領に選出された。全斗煥の指示により、「5・17非常措置」により凍結されていた憲法改正作業は、憲法改正審議委員会によって再開され、同年9月9日に憲法改正案として確定された。同年9月29日には、国務会議が憲法改正を発議することを議決し、憲法改正案を公告した。同年10月22日の国民投票に於いて、有権者の91.6%の賛成によって確定されると、同年10月27日に公布された。以上が第8次憲法改正までの概略である。

この改正された憲法は、第5共和国憲法とも呼ばれる。第8次憲法改正（第5共和国憲法）が公布・施行されると、統一主体国民会議は解散し、その代議員の任期も終了した（付則第4条）。それに、国会議員の任期も終了し（付則第5条）、新憲法に基づく新しい国会が構成されるまで立法府の役割を担う国家保衛立法会議（付則第6条）が、全斗煥大統領によって任命された議員によって構成された。更に、政党は解散させられた（付則第7条）。1981年1月25日には非常戒厳令も解除された。同年2月11日に新しい大統領選挙法に従って大統領選挙人団選挙が行われ、選挙人5,278人が選出された。同年2月25日に大統領選挙が実施され、全斗煥が4,755票を獲得して大統領に当選し、同年3月3日に第12代大統領に就任した。全斗煥は大統領就任演説の中で、将来の平和的政権交代を約束した。また、憲法改正により大統領の任期は6年から7年に延長されたが、再任は認められなくなった。その後、同年3月25日に国会議員選挙が実施されて新国会が構成され、第5共和国が誕生した。

第5共和国憲法は、民間の意見も考慮して作成されたものだけに長所も多い。その中でも、①基本的人権の天賦人権性を強調している点、②新しい基本的人権を規定した点、③大統領の再任を認めないことや大統領の緊急権を制限したことなどが特筆できる。この第8次憲法改正に関しても、憲法の継続性を疑問視する見解がある。即ち、第8次憲法改正は、憲法の改正ではなく新憲法の制定であるとする。

#### (10) 第9次憲法改正（1987年10月29日）

第5共和国憲法は施行当初から、大統領選挙人団による大統領間接選挙制度に対する批判の声

69 4月21日に江原道舍北邑の炭鉱で労働争議が紛糾し、3,000人が暴動を起こした。5月15日に戒厳令解除を要求する学生デモが拡大し、10万人の規模になった。

があった。この批判の声の高まりと共に、全斗煥政権の正当性の問題とも関連して、1983年以降大統領直接選挙制を求める憲法改正要求が政治問題化してきた。この問題は、1985年2月12日に実施された国会議員選挙において大きな争点となった。総選挙の結果、与党民主正義党が過半数を獲得したが、金大中と金泳三を中心とする新韓民主党も第2党に躍進し、野党勢力は本格的に大統領直接選挙制を盛り込んだ改憲闘争に着手した。これに対して、政府は強硬姿勢で臨んだが、一層の政局混乱を招くだけであった。この混乱を回避するために、1986年5月29日に与野党は憲法改正の論議を開始することに合意し、与野党が共同で本格的な改憲作業に着手した。しかし、翌年の1987年4月13日に、全斗煥大統領は改憲留保措置宣言を行い、現行憲法のまま政権を移譲することを発表した。しかし、改憲運動は鎮まらなかった。

同年6月29日に、次期大統領候補であった盧泰愚民主正義党代表はこの状況を憂慮し、大統領直接選挙への改憲を主要骨子とする歴史的な「6・29民主化宣言」を発表した<sup>70</sup>。盧泰愚は「6・29民主化宣言」の中で、「国民が直接選んだ国会議員によって閣僚の大多数が構成され、対話と妥協をもって自律と開放を基礎とする議院内閣制は民主責任政治に最も即したものであり、・・・一番望ましい制度であるという私の見解に変化はありません」と述べ、自分の真意は議院内閣制の採用であると主張した。しかし、国民がそれを望まないのであれば、「私は社会的混乱の克服と、国民的和解のために大統領直接選挙制導入は不可避であるとの結論に至った次第です」とし、大統領直接選挙制の導入を約束した。

これを受けて、同年9月18日に与野党合同で作成された憲法改正案は国会に発議され、10月12日に国会で議決されて10月27日の国民投票で確定した。この改正案は、10月29日に公布された。これが第9次憲法改正であり、韓国の憲法史上初めて与野党の妥協と国民的協議によって行われた憲法改正である。改正された憲法に従って、1987年12月16日に実施された大統領選挙に於いて、盧泰愚が第13代韓国大統領に選出された。

#### IV 結論と分析

1948年に制定された制憲憲法である第1共和国憲法（1948年7月～1960年6月）以来、1960年の4・19学生革命により成立した第2共和国憲法（1960年6月～1961年5月）で一時期議院内閣制が採用されたことを除くと、韓国憲法は、統治形態として一貫して大統領制を採用してきた。この間、40年間に9回もの憲法改正を経験してきたことになる。しかし、第9次憲法改正である第6共和国憲法のみが、国民の意見を反映した唯一の憲法であると評価できるものである。換言するならば、第6共和国憲法に於いて初めて韓国国民は近代立憲主義的な意味に於ける憲法を獲得したとも言える。但し、同憲法の改正も、政治社会の変動に伴い憲法も変化を免れることは出来ず、憲法典自体も一種の有機体的な性質を持つことは避けられない。更にこの憲法改正も、国政のあり方を一定の理想・価値観の下に、将来に向けて枠付け・固定化しようとして実施されるものであるから、その時点に於ける政治的・社会経済的・文化的諸勢力間の妥協・調整の産物であるという側面を否定できない。同時に、第6共和国憲法は、韓国の憲法史上初めて与

70 「6・29民主化宣言」の邦訳は、姜尚求『民主主義と統一の時代』393～399頁を参照。また、李康燁も論文の中で、この宣言は、「国民の民主化運動に対する一種の降伏文書の性格をもつものと評価されている」としている。（李康燁、前掲論文120頁）さらに、白楽晴「6月民主抗争の意義を考える」、『世界』岩波書店 1997年8月号 137～149頁。

野党の妥協と国民的協議によって行われた憲法改正であると一般に評価されているが、与野党の妥協や国民的協議は憲法が持つ宿命の一断面に過ぎない。そうすると、真に評価されるべきは、権力者の恣意的な動機を封じ込めた国民の強固な意思にこそ求められるべきである。即ち、憲法改正の議論に於いて重要なことは、権力者の恣意を如何に封じ込めるかにある。何故ならば、権力には常に濫用の危険性を内包しているから、権力の濫用を防ぎ個人の権利や自由を確保する為に立憲主義的な憲法は機能するからに他ならない。現行憲法は、1987年の「6・29 民主化宣言」を受けて改正されたため、民主化勢力と旧政治勢力との妥協の産物であり、過渡的なものであると言える。しかし、韓国国民の民主化への熱意が第6共和国憲法誕生の原動力であったことを過小評価してはならない。

拙論では、主要国の憲法改正の実態を分析することにより、韓国の憲法改正の特徴を抽出することを試みた。次に、韓国の憲法改正の歴史的経過を辿ることにより、憲法改正の特徴を指摘した。韓国に於ける憲法改正の変遷史を概観する時、権力者の恣意的な意図によって憲法改正が実施されてきた事実が浮かび上がる。更に、韓国の憲法改正に特徴的な点は、統治機構と選挙制度の改正が主たる改正点であるという事実である。本来的に、統治機構は国民の基本的人権を担保する機能を担うものである。それ故、統治機構の変革は、国民の基本的人権の保障に重大な影響を及ぼすものである。また、選挙は国民主権という民主主義の基本原理を実践する過程であり、最も重要な国民の政治参加制度である。従って、統治機構や選挙制度の変革を伴う憲法改正を実施するに際しては、国民の基本的人権を阻害することのないように最大限の配慮がなされなければならない。この様な観点から検討を加えると、韓国に於ける憲法改正は、主権者たる国民の基本的人権を確保する本来の目的を逸脱した権力者の恣意的な動機に基づいて繰り返してきたものであると評価できる。しかし、第3次憲法改正（第2共和国憲法）と第9次憲法改正（第6共和国憲法）は、国民の権力に対する抵抗の勝利という評価が出来る。韓民族の抵抗性の表出と評価できるものである。

韓国に於いて、憲法が国家の根本規範であるにも拘らず、国民の意思を無視した過程を経て憲法改正が実施されてきた事実は、韓国国民にとって不幸な歴史であったと言わざるを得ない。しかも、明確に違憲と判断される改正や、明らかに憲法改正権の限界を超えた改正が実施されてきた事実は、韓国国民にとって悲しむべきことである。しかし、韓国国民は1987年に実質的意味における近代立憲主義憲法を手に入れたと評価できる。

現行憲法は、統治形態として大統領制を中心としつつ、古典的大統領制の基礎であるアメリカ式大統領制には見られないいくつかの異質的制度を導入して、1つの独特的な政府形態を構成している<sup>71</sup>。憲法上の韓国大統領制度を概観すると、大統領は行政府の首班としての側面と国家元首としての側面を有しており（憲法第66条第1項及び第4項）、非常に強大な権限を持っている。行政府の首班としての機能としては、国務総理、国務委員（日本の国務大臣に相当）・行政各部長官（日本の各省大臣に相当）の任命権などである。一方、国家元首の側面としては、立法府である国会に対して、法案の拒否権や大統領令の制定権を持っており、また、司法府のうち、最高裁判所長官に当たる大法院長の任命権や憲法裁判所裁判長の任命権を持っている。

---

71 金鍾鐵「韓国大統領制の課題と展望」『法律時報』77卷8号 2005年 103頁。

現在、韓国では憲法改正に関する議論が盛んである。政治社会は常に変動しているが故に不断の変化を免れることは出来ない。更に、憲法制定時の諸勢力相互の関係は、歴史的時間の経過に従い変質し、理想や価値観さえも変容して行くのが歴史の真実である。この様な変質・変容は、憲法典のあり方自体にも投影される事は当然のことであり、憲法典のみが例外であるということはない。従って、時代の要請に従った憲法改正が論議されることは当然のことと言える。しかし、近代立憲主義は消極国家を予定していたが為に、無制限な自由競争の結果、多くの社会的・経済的弱者の犠牲の下で少数の富める人々を保護する結果を招來した。この資本主義の矛盾を克服することなしには、社会的・経済的弱者の個人の尊厳を守ることはできない。そのために、近代立憲主義に修正が加えられており、現代的な意味での立憲主義が議論されている。憲法を活かすも殺すも、その憲法を持つ国民の責務である。今後、国民の間の議論を通じて、国民の基本的人権を如何に確保してゆくかという観点から、韓国に於いて憲法改正の議論が深まることを期待したい。